

補助対象事業者	補助対象経費	補助金の額等
<p>市内に住所又は事務所を有し、市税の滞納がない者のうち、以下のいずれかに該当する者。</p> <p>1 認定農業者 2 認定新規就農者 3 農業法人 4 農業者で組織する任意団体 5 直売所の運営組織</p>	<p>消費税を除く事業費が200千円以上である場合に、次に掲げる経費を対象とする。</p> <p>1 報償費 外部専門家等への謝金 2 旅費・交通費 事業を目的とした旅費 3 消耗品費 消耗品の購入に要する経費 4 印刷製本費 チラシ・パンフレット・ポスター等の作成費 5 通信運搬費 切手・宅配料等の経費。ただし、電話料金及びインターネット接続料を除く。 6 委託費 パッケージデザインや成分分析等に要する経費 7 使用料及び賃借料 商談会等出展に要する経費、設備・備品等の使用に要する経費。ただし、土地、建物及び既存設備並びに機器に関するものを除く。 8 原材料費 マーケティング調査等で使用するサンプル製造等に必要な原材料の購入に要する経費 9 備品購入費 機器・設備等の購入に要する経費。ただし、パソコン、プリンター、パソコン周辺機器及びデジカメ等の汎用備品を除く。 10 営農資材費 加工品の原材料確保を目的とする種苗等の営農資材の購入に要する経費 11 土地診断費 加工品の原材料確保を目的とする生産ほ場の土壌分析等に係る検査費等 12 その他の経費 上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額とし、1,000千円を上限とする。</p>

備考 次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 継続的に使用する土地及び建物の購入費用
- (2) 食糧費、接待費、会食費等の個人消費と区分できない費用
- (3) 消費税等を含む公租公課